

福谷	<p>市民ネットワークの福谷章子です。会派を代表いたしまして議案質疑を行います。なお、通告しておりました議案第136号・公共用地取得事業特別会計は取り下げます。</p> <p><u>議案第132号・平成18年度千葉市一般会計補正予算について伺います。</u></p> <p>まず、ワクワク健康づくりプロジェクト事業について伺います。</p> <p>介護予防の普及啓発を図るモデル事業として、フクダ電子アリーナを活用し、ジェフ千葉の選手とともに健康づくり事業を行う、その理由について伺います。</p> <p>この事業は6カ月の期間限定ですが、その後の事業継続をどのように考えているのか伺います。</p> <p>事業対象者については、40歳以上の市民と老人クラブの会員とありますが、老人クラブを対象にした市のねらいは何か、伺います。</p> <p>次に、看護師養成施設購入用地について伺います。</p> <p>この土地はモノレール用地で、末広ルートへの延伸で本来県が取得するものであったと伺っています。今回の用地取得に当たって、これまでの経緯もきちんと報告すべきです。そこで、以下、何点か伺います。</p> <p>県から市にモノレール事業が移管されるに当たって、この土地について交渉はなかったのか、伺います。</p> <p>整備事業費1億8,400万円の妥当性についてはいかがでしょうか。</p> <p>既に校舎などの工事が始まっていますが、今後のスケジュールはどのような計画か、お聞かせください。</p> <p>次に、議案第133号・平成18年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算については、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業により、平成18年度の交付金と拠出金の差額はどのくらいでしょうか、お聞かせください。</p> <p>次に、議案第140号・千葉市子ども交流館設置管理条例の制定について伺います。</p> <p>運営に当たっては、子供たちが参加する会議で意見を出していくとのことですが、どのようなメンバーで構成し、どのように進めていくのか、伺います。</p> <p>学校帰りに立ち寄り子供たちのためにロッカーの設置が望まれますが、検討はされているのでしょうか。</p> <p>音楽スタジオ利用者の発表会や幼稚園の運動会など、アリーナの利用を希望する団体も多いかと思いますが、利用方法についての検討はなされているのでしょうか。</p> <p>子供たちのインターネットの利用については、どのような点に配慮しているのでしょうか、お聞かせください。</p> <p><u>議案第141号・千葉市子育て支援館設置管理条例の制定</u>について伺います。</p> <p>育児不安や子供の健康、栄養などの相談事業において、子育てにかかわる市のさまざまな施策との連携はどのように行っていくのでしょうか。子育て世代への支援として多様な自主事業の取り組みが望まれます。既に託児つきの学習会などは他施設でも一般的になりつつありますが、本施設ではどのように検討されているのでしょうか。</p> <p>ファミリー・サポート・センターを当施設に併設することにより、どのような効果を期待しているか、伺います。仕事を持つ保護者が利用しやすいよう、仕事帰りにファミリー・サポート・センターを利用する利便性なども考えると、閉館時間を午後7時にすることが望まれますが、いかがでしょうか。</p> <p>次に、議案第143号・障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について伺います。</p> <p>この4月から障害者自立支援法が施行され、福祉サービス利用料が応能負担から応益負担の考え方が導入されました。利用者は原則1割を負担し、所得に応じて4段階の負担上限月額が設定されています。10月からは補装具と市町村事業である地域生活支援事業が始まることにあわせ、これまで措置であった児童福祉施設への入所、通所が契約による利用の仕組みに変更され、障害児の保護者が障害児施設と契約を結んでサービスを利用することになります。そこで、以下、お伺いします。</p> <p>大宮学園、桜木園、療育センターをお子さんが利用される保護者に対し理解を求めることが必要ですが、10月移行に際し十分に理解してもらえたのか伺います。</p> <p>大宮学園、療育センター施設利用の就学前の障害児の親御さんは若年の方が多いと思いますが、親</p>
----	--

の所得階層はどのようになっているのか、伺います。また、保護者が若い世帯が多いことから経済的負担が大きいと考えますが、これまで示された軽減策のほかに、最近、新たに示された児童施設入所、通所に対する負担軽減はどのようになるのかお聞かせください。

また、障害児施設通所、入所などの利用料を独自に軽減する政令市と、その軽減の内容についてお示しください。

次に、[議案第 144 号・千葉市ビジネス支援センター設置管理条例の制定について](#)伺います。

中央第六再開発ビルの 13、14、15 階にビジネス支援センターが設置され、管理運営は指定管理者制度を導入するとのこと。そこで伺います。

産業振興財団が非公募で指定管理者として行うとのこと。その理由についてお示しください。

また、随意指定であっても、選定委員会のスクリーニングを踏まえるべきですが、どのようになされるのか、伺います。

運営費は幾らなのか、また、運営費以外の公費投入についてはどのようになるか、伺います。

次に、[議案第 145 号・千葉市科学館設置管理条例の制定について](#)伺います。

科学館は、立地場所の問題などから、博物館法上の科学館とはしないものの、博物館法に準拠する施設として整備するとの説明を受けてまいりました。博物館法では、博物館に専門的職員として学芸員を置く。学芸員は博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどるとあります。科学館の専門性の確保はどのように考えておられるのでしょうか。指定管理者の募集要件として学芸員の配置を条件とする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

館長人事について伺います。

数年前、科学館としてレベルが高いと言われる名古屋の科学館を訪問し、館長と懇談する機会がありました。雪や氷の研究で名高く、科学館事業の取り組みにも大変な熱意を持っておられました。館長の知名度、見識は科学館運営の良否にも深くかかわってきます。指定管理者制度では、館長も指定管理者に雇用されることとなりますが、大切な館長人事に関して市の意向の反映は可能なのでしょうか。

委託料について伺います。

この科学館の年間の維持コストは約 6 億 5,000 万円と見積もられています。展示、プラネタリウムは利用料を徴収するわけですが、年間の利用者数及び利用料収入の予想はどのようなものでしょうか。指定管理者への委託料との関連はどのようになるのでしょうか。

展示内容のリニューアルについて伺います。

博物館、美術館などの展示は、定期的にリニューアルをしていかなければリピーターの獲得は難しいと言われています。殊に、科学の進歩は日進月歩であり、古くなつては意味がなくなるものも出てきます。数年おきのリニューアルは欠かせません。リニューアルの予定と費用はどのように計画されているのでしょうか。リニューアルに関して、指定管理者の責任はどのようになるのでしょうか。

次に、ボランティア育成について伺います。

現状のボランティア育成状況はどのようになっているのでしょうか。この科学館の規模から考え、職員とボランティアの配置はどのようなものとなるのでしょうか。多くの方にボランティアの登録をしてもらい、育成し続けるのはかなりの労力がいらいます。指定管理者へボランティアへのきちんとした対応を義務づけすることは可能なのでしょうか。

他の政令市科学館の指定管理者制度導入状況は、どのようなものでしょうか。千葉市は原則公募となっていますが、公募した場合、どのような事業体が公募すると予想されているのでしょうか。

91 億円という税金を投入して建設し、また年間のランニングコストが 6 億 5,000 万円もかかる千葉市の科学館です。市民文化の発展に寄与することを目的とするという千葉市の方針を指定管理者が理解し生かしているのか、常にその管理状況をチェックし、意見交換していくことが必要です。そのための運営協議会的な場を設定することが必要だと思われませんが、協定書の中に明記されるのでしょうか、伺います。

次に、[議案第 147 号・千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について](#)伺います。

この条例案は、当初、モノレールの利用促進を図るために、モノレール駅を中心から 1 キロメートル範囲内では一定の条件のもとに開発行為を認めるというもので、昨年 10 月にパブリックコメントにかけられていました。まず、その後、当初案が修正され、本条例案に至っていますが、その経緯を伺

います。

該当する範囲が広い各駅の対象面積と農地の割合についてお聞かせください。

当初案では店舗併用住宅であったものを兼用住宅と変更していますが、これにより建築が可能になった建物とはどのようなものでしょうか。

共同住宅の建築にはどのような制限をかけるのか、伺います。

この条例案は、自然環境を保全し、市街化を抑制する市街化調整区域を一定の条件のもとで市街化させるものです。とすると、今後、線引きの変更についてはどのように考えているのか、伺います。

現状では、住宅地として開発されながらも市街化調整区域のままとなっている地域や市街化区域にありながらも陸の孤島となっている住宅地などの公共交通基盤整備については、どのように整えていこうと考えているか、伺います。

最後に、[議案第 156 号・工事請負契約について](#)伺います。

[千葉市旧新港清掃工場解体工事](#)が行われます。本工事においてはダイオキシンの除去やアスベスト撤去など特殊な解体を行い、有害物質の取り扱いが行われることから、周辺への影響など心配される工事です。

そこで、何点か伺います。

周辺住民へはきちんと対応し不安を取り除くようにすべきですが、どのようになされるのか、お聞かせください。

周辺環境調査が工事の前と途中、また終了後に行われるとのことですが、その内容と情報の公開についてどのようになされるのか、伺います。

また、長年操業されてきた影響としての土壌への影響調査についてもお答えください。

次に、落札価格についてですが、市の予定価格 7 億 2,210 万円に対し、4 億 8,300 万円で三井住友建設が落札しました。落札率 63.7%の低入札価格で調査対象となっています。市の予定価格と大きな差の要因は何か、また、この価格でも問題ないと考えた理由についてお示しください。

以上で、1 回目の質疑を終わります。

保健福祉局長

初めに、[議案第 132 号・千葉市一般会計補正予算について](#)お答えいたします。

初めに、[ワクワク健康づくりプロジェクト事業](#)をフクダ電子アリーナでジェフ千葉の選手とともに行うことについてですが、介護保険制度の改正によりまして、65 歳以上の高齢者の介護予防がこの 4 月から始まっており、一方でその実現が難しいとされる中高年からの健康づくりへの取り組みも必要とされております。

こうした中では、将来の高齢者介護の姿を念頭に置き、それに向けての架け橋となるような未来志向型の施策展開が求められております。

去る 6 月にドイツでワールドカップが開催され、日本中でサッカーに対する関心が高まり、この波が広がりつつある中で、本市に新しいサッカー専用球場のフクアリが整備された状況をとらえ、これらを活用し、市民の健康づくりの気持ちは高まるものとして事業を実施するものです。

次に、[事業の継続について](#)ですが、この事業は、日常はその利用が制限されているフクアリの天然芝の上での健康づくりへの取り組みや、家族とともにサッカー選手との交流機会を設けることなどにより、市民の健康づくりに対する大きなきっかけづくりになるものと思いますが、今後の事業継続につきましても検討してまいります。

次に、[老人クラブの会員を事業対象者に含めることについて](#)ですが、健康づくりへの取り組みは地域で自主的に広げていただくことが大切です。老人クラブは地域の単位クラブを基本に組織化されていることから、今回のプロジェクトに参加された高齢者が習得した健康づくりを会員に伝えることで、健康づくりの取り組みがさらに広がることを期待できるため、対象者に含めたものです。

次に、[看護師養成施設整備事業費の 1 億 8,400 万円について](#)ですが、近接地である千葉寺町地内の平成 18 年の地価公示価格が 1 平方メートル当たり 11 万 7,000 円であり、これをもとに算出したものでございます。

次に、[今後のスケジュールについて](#)ですが、財務省と協議を進め、早急に用地を取得いたします。その後、取得済みの看護師養成施設用地と一体的に外構工事、植栽工事を行い、平成 19 年 3 月に竣工の予定です。

次に、[議案第 133 号・平成 18 年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算について](#)、[高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の交付金について](#)ですが、高額医療費共同事業では拠出金が交付金を 6,103 万 4,000 円下回り、保険財政共同安定化事業では、拠出金が交付金を 1 億 2,780 万 7,000

円上回っており、両事業を合わせますと拠出金が上回ることとなります。

次に、[議案第 140 号・子ども交流館設置管理条例について](#)お答えいたします。

子ども交流館の運営に当たりましては、子ども運営委員会仮称を設置することとしており、委員の構成としては、中高校生を中心におおむね 15 人程度を予定しています。

この委員会では、主たる利用者である中高校生などが交流館の運営について意見を述べる機会を設けることにより、子供たちの自主性をはぐくむとともに、より魅力ある施設運営に生かしてまいりたいと考えております。

具体的には、施設利用のルールづくりやイベント、講座などへの要望、委員会の自主事業の企画について検討し、市や指定管理者に提案を行うことを考えております。

次に、**ロッカーの設置について**ですが、子供たちのかばんなどを収納するための施設のできるロッカーを 3 階のロビーとアリーナの更衣室に合わせて 30 個程度設置いたします。

次に、**アリーナについて**ですが、アリーナは、基本的には子供の体力増進の場として設置したものであり、バスケットボール等の個人利用を中心として考えております。団体の専用利用については、個人利用を妨げない範囲で行いたいと考えています。なお、255 席の可動式いすも用意しておりますので、子育て関係の各種イベントなどに有効活用ができるよう検討してまいります。

次に、**インターネットを利用する上での配慮について**ですが、5 階のパソコンコーナーでは、有害な情報への接続を技術的に遮断するとともに、個人の利用時間に一定の制限を設けるなど、児童の健全育成や利用の公平性などに配慮してまいります。

次に、[議案第 141 号・千葉市子育て支援館設置管理条例について](#)ですが、初めに、**育児不安や健康、栄養などの相談事業と市の施策との連携**ですが、指定管理者には子育て支援課、保健センター、児童相談所など、本市の子育て支援に係る関係部署で構成する子育て支援ネットワーク会議に参画するなど、子育てに関する情報収集を行い、多様な子育て支援施策を相談事業に効果的に生かすよう指導してまいります。

次に、**託児つき学習会**をとのことでありますが、講習会や講座を多目的室等で開催する場合の託児は、プレイホール及び乳児室などを利用して、基本的にはその主催者が行うこととなります。

次に、**ファミリー・サポート・センターを当施設に併設することによる効果**ですが、まず、来館する子育て家庭にファミリー・サポート・センター事業を知っていただくことにより利用の促進が図られ、子育て支援につながるものと考えています。

また、初めて利用する場合には、利用者とサービスの提供者及び職員の三者面談をサービスの提供者宅で行いますが、土曜日、日曜日もオープンすることから、現在は行われていない土日の面談が可能となり、平日お勤めの共働き家庭の方には、仕事を休まずに面談ができるという点でサービスの向上が図られます。

次に、**閉館時間を午後 7 時にすべき**とのことですが、乳幼児を利用対象としていることから、低年齢児の生活リズムなどを考慮し、午後 5 時までとしております。

なお、ファミリー・サポート・センター利用の問い合わせや相談は電話によるものがほとんどであり、会員登録は原則として郵送またはファックスによることから、ファミリー・サポート・センターの利用だけを目的に直接来館される方は少ないものと考えております。

次に、[議案第 143 号・障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について](#)お答えいたします。

初めに、**大宮学園などの児童の保護者への説明**は、先月中旬に、各施設ごとに 10 月からの利用の仕組みや利用者負担の変更などについて説明を行い、また、今月上旬には各施設のルームごとに契約手続等の説明を行っておりますので、御理解いただいているものと考えております。

次に、**大宮学園及び療育センターを利用する児童の保護者の所得階層について**ですが、9 月 6 日現在、利用者 96 人のうち 80 人から申請があり、これらの方の申請者の所得区分は、生活保護世帯が 2 人、市民税非課税世帯で収入が 80 万円以下の低所得 1 が 1 人、同じく市民税非課税世帯のうち 80 万円を超える低所得 2 が 4 人、市民税課税世帯である一般世帯が 73 人であり、91.3%が一般世帯となっています。

次に、**一般的な軽減策以外の児童施設入所、通所に対する負担軽減について**ですが、8 月 24 日に、国から学齢期前の通所施設の利用者の食費負担軽減措置など、一部の軽減措置について、所得区分が一般世帯のうち市町村民税の所得割額が 2 万円未満の世帯まで拡大されることが示されました。なお、このことについては、9 月 8 日、利用者個々に申請の案内を通知したところです。

	<p>最後に、利用者負担額を独自に軽減する政令指定都市とその軽減の内容についてですが、現在、政令市のうち4市が独自の軽減策を実施する予定と聞いております。</p> <p>各市の軽減内容につきましては、激変緩和措置をとるもの、現行の応能負担額との差額助成をするもの、負担上限額の引き下げを行うもの、あるいは通所施設利用者に対する食費を含めた軽減策を行うなど、さまざまとなっております。なお、4市のうち3市につきましては、3年間の時限的措置となっております。</p>
<p>都市局長</p>	<p><u>議案第132号・千葉市一般会計補正予算の看護師養成施設購入用地に係る御質問</u>のうち、所管についてお答えいたします。</p> <p>県から市にモノレール事業が移管されるに当たり、この土地についての交渉はなかったのかについてですが、県の事業撤退に伴い、県から市への事務引き継ぎを含め、これまで協議を重ねてきたところであり、その際、末広ルートに関連する事務処理については県が主体で整理することとしておりますが、当該地の取り扱いについては、都市計画事業認可の取り消し以降、本市において対応することとしたものでございます。</p> <p>次に、<u>議案第147号・千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について</u>お答えいたします。</p> <p>まず、当初案が修正され、本条例案に至るまでの経緯についてですが、パブリックコメント及び議会への請願等を含めさまざまな御意見をいただき、改めて条例案を検討し、見直しを行ったものであります。</p> <p>次に、該当する範囲が広い各駅の対象面積と農地の割合についてですが、JR線、京成線及び都市モノレールの各線における対象区域の最も広い駅を例として申し上げますと、JR線では誉田駅で約130ヘクタール、農地は約30ヘクタールで、農地の割合は約23%、京成線ではちはら台駅で約110ヘクタール、農地は約20ヘクタールで、農地の割合は約18%、都市モノレールでは小倉台駅で約150ヘクタール、農地は約20ヘクタールで、農地の割合は約13%でございます。</p> <p>次に、店舗併用住宅から兼用住宅に変更したことにより建築が可能となった建物はどのようなものかについてですが、兼用住宅とは建築基準法に規定するものとしておりますが、日用品の販売店舗に加え、事務所、理髪店、学習塾等を兼ねる住宅の建築が可能となります。</p> <p>次に、共同住宅の建築にはどのような制限をかけるのかについてですが、建築物の用途については、許可に際して、共同住宅、専用住宅、兼用住宅について建ぺい率50%以下、容積率100%以下、高さ10メートル以下にする制限を行うこととしております。</p> <p>次に、今後、線引きの変更についてはどのように考えているのかについてですが、市街化区域への編入につきましては、千葉県が示す見直しに関する基本方針や編入基準に基づき適切に対応することとしております。</p> <p>最後に、現状で住宅地として開発された市街化調整区域や市街化区域でも陸の孤島となっている地域への公共交通基盤整備をどのように考えているのかについてですが、陸の孤島と言われる交通不便地域を、本市では鉄道とモノレール駅から1キロメートル圏外、かつ、バス停留所から300メートル圏外の区域と位置づけ、平成15年10月に策定したバス交通に係る対応方針に基づきコミュニティバス等で対応することとしております。</p>
<p>経済農政局長</p>	<p><u>議案第144号・千葉市ビジネス支援センター設置管理条例</u>についてお答えします。</p> <p>初めに、ビジネス支援センターの指定管理者を非公募とし、千葉市産業振興財団を想定している理由ですが、当センターは、市内中小企業者等の経営や創業を支援する本市の産業振興の拠点施設であります。一方、産業振興財団は、本市が法に基づき中小企業支援センターとして指定し、かつ、新事業創出に関する中核的支援機関に認定した唯一の法人であり、事業者の経営革新や新事業創出の促進を支援することがその役割とされており、まさにビジネス支援センターの目的と合致するものであります。</p> <p>したがって、本市において産業振興の支援施策全般を担い、継続的、安定的にサービスを提供し、事業を実施できるのは、産業振興財団を除いては考えられないことから、指定管理者を非公募としたものであります。</p> <p>次に、指定管理者を非公募とする場合であっても、選定委員会によるスクリーニングを行うべきとのことですが、非公募の場合は候補団体より提出される事業計画書及び収支予算書の内容がセンターの管理運営基準に沿った適正なものであるかを審査し、決定することとしております。</p> <p>最後に、ビジネス支援センターの運営費ですが、年間で約3億1,000万円を見込んでおります。こ</p>

	<p>の運営費のほかには、施設の維持管理費として約 6,100 万円を見込んでおります。</p> <p>なお、会議室やビジネスインキュベート施設等の利用料金が約 2,500 万円見込まれますので、市の負担は年間で約 3 億 4,600 万円となります。</p>
教育次長	<p>議案第 145 号・千葉市科学館設置管理条例の制定についての御質問にお答えします。</p> <p>まず、博物館法における学芸員の配置についてですが、千葉市科学館は博物館法で規定する博物館ではありませんので、学芸員の配置は必須の条件とはなっておりません。しかしながら、より質の高い科学館とするため、指定管理者の募集に際しましては専門性の高い職員の配置を求めていく予定ですので、科学館としての専門性は確保できるものと考えております。</p> <p>次に、館長人事についてですが、教育委員会といたしましても、館長は科学館運営の根幹をなす大切な要素と認識しております。館長人事につきましては、募集要項等に一定の条件を付し、応募者に提案させ審査していく予定であります。</p> <p>次に、年間利用者数についてですが、展示室及びプラネタリウムを合わせ約 30 万人、利用料金収入は約 9,000 万円と予測しております。</p> <p>次に、委託料については、年間運営経費から利用料金収入を差し引いた金額となりますが、民間ノウハウの活用により圧縮されるものと考えております。</p> <p>次に、展示リニューアルについてですが、展示品の更新については開館 3 年後より実施する方向で検討してまいります。</p> <p>次に、リニューアルに関しての指定管理者の責任についてですが、リニューアルに当たっては、その内容及び費用について両方で協議し、教育委員会が決定することとしております。</p> <p>次に、ボランティア育成の状況についてですが、平成 17 年度は 14 人、本年度は約 50 人のボランティアの養成を進めております。</p> <p>次に、職員とボランティアの配置及び育成についてですが、適正な人員を配置してボランティアに活躍の場を提供するとともに、継続して募集、育成、活用を図ることを募集要項等に盛り込み、モニタリングにより適正に実施されているか継続的にチェックしてまいります。</p> <p>次に、他の政令指定都市の指定管理者制度導入の状況についてですが、科学館を設置している 13 政令市のうち、指定管理者制度を導入しているのは 6 市、そのうち 2 市が公募による募集となっております。また、指定管理者への応募の見込みについてですが、他市の状況から、展示製作会社や人材派遣会社等を想定しております。</p> <p>最後に、指定管理者との意見交換を図る場についてですが、指定管理者の管理運営について、千葉市と指定管理者を構成員とした協議の場を設置するとともに、募集要項等に明記し、モニタリングの一業務として位置づける予定であります。</p>
環境局長	<p>議案第 156 号・工事請負契約についての御質問のうち、所管についてお答えします。</p> <p>初めに、周辺住民への対応などについてですが、関係周辺自治会へは既に工事内容等について説明会を実施しておりますが、工事着工に際し再度周知を図ります。また、着工後、現場に作業工程や作業内容などを掲示したお知らせ板を設置するとともに、専用ホームページにより工事概要や進捗状況、環境調査結果などの情報提供を行います。</p> <p>なお、工事は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱など関係法令等を遵守し、適正に実施してまいります。</p> <p>次に、周辺環境調査の内容ですが、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱などにに基づき、土壌のダイオキシン類については工事前、工事中、工事完了後に、大気の大気ダイオキシン類及び土壌の有害物質については工事前、工事完了後に、また、粉じんについては工事中などに調査を実施します。これら情報の公開についてですが、専用ホームページ及びお知らせ板により提供してまいります。</p> <p>最後に、操業による土壌への影響調査ですが、解体完了後、当該土地については千葉市土壌汚染対策指導要綱に基づき所要の調査を実施してまいります。</p>
財政局長	<p>議案第 156 号・工事請負契約議案のうち、所管についてお答えします。</p> <p>予定価格と落札価格の差の要因についてですが、近年の厳しい経済情勢や全国的な公共事業の減少により、数少ない入札参加機会となっていることから、当該業者が確実に受注したいとの強い意欲を持って、綿密な見積もり積算を行って応札したものと推測しております。</p> <p>低入札価格審査の結果においては、過去に実施した清掃工場の豊富な解体実績の中から技術開発に努め、安価な解体工法を保有し、協力業者が保有する機器を使用することによって、機械経費の大幅</p>

	<p>なコスト縮減が可能。また、諸経費についても企業努力により圧縮が可能との判断であり、設計内容に合致した目的物の完成が可能であることが確認できております。</p>
福谷	<p>それでは2度目に伺いたいと思います。</p> <p>まず、国民健康保険事業特別会計についてですが、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業により、平成18年度の交付金と拠出金の差額は、拠出金の方が6,677万3,000円多くなり、市の負担はこれまでより増えます。結局、県単位で高額医療費の増加に備えて対応する仕組みになっているとのことですが、千葉県内で一番人口の多い千葉市にとっては、小さな市町村の国保を支援する役割を果たす可能性が高いのか伺います。</p> <p>次に、自立支援法の施行に伴う条例の整備についてですが、障害児施設を利用されるお子さんの保護者の所得が一般世帯に当たるのが9割以上ということです。一般世帯の上限額は3万7,200円となっています。食費については、所得割2万円以下の世帯は国の制度で軽減されるようです。</p> <p>京都府では、知事が子育て支援の観点からも、社会的に弱い立場にある人のために緩和措置を打つことが必要と、障害児の入所・通所施設利用については、これまでの措置のときの利用料を基準に、負担がふえた分を府で負担する独自の軽減策を打ち出しました。例えば、施設に通園する障害児がいる年収300から400万円の世帯の場合、月10日利用で、食費を含むサービス料は200円から1万150円に膨らみますが、軽減策を受けると900円になるそうです。</p> <p>療育センターや大宮学園の保育については母子通園が基本であり、母親が働くことはできません。そこで、千葉市も特に障害を持ったお子さんが十分な療育を受けられるよう、若い世帯への負担を和らげるためにも、子育て支援の観点からも軽減策を考えるべきではないでしょうか、伺います。</p> <p>次に、147号について、都市計画法に基づく開発行為等の許可基準の条例についてですが、この条例が指定した範囲に共同住宅が可能ということになれば、今、各地で問題になっている無料低額宿泊所のようなものも、共同住宅の位置づけで建設できることとなりますが、現行法の中でそれを防ぐような基準はあるのでしょうか。</p> <p>以上、3点伺います。</p>
保健福祉局長	<p>2回目の御質問についてお答えいたします。</p> <p>初めに、国民健康保険の高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業についてですが、高額医療費共同事業につきましては、本市は対象となる医療費の割合が高いことから、拠出金より交付金が上回ります。保険財政共同安定化事業につきましては、拠出金が各市町村国保の対象医療費の割合と被保険者の数に応じて算出されますことから、本市のような被保険者の多い都市部では拠出金が多くなります。</p> <p>高額医療費共同事業は高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響の緩和を図り、保険財政共同安定化事業は都道府県内の市町村国保の間の保険料の平準化、財政の安定化を図るものであります。</p> <p>次に、障害者自立支援法の施行について、障害児施設の利用に対する本市の負担軽減策についてですが、このたび国により、障害児施設の利用における負担軽減策が追加措置として講じられたところであり、これにより、例えば市町村民税所得割額2万円未満の世帯の場合、食事代が1食650円から230円に引き下げになるなど、軽減されることとなります。市独自の軽減策については考えておりません。</p> <p>なお、今後の利用状況を見きわめてまいりたいと考えています。</p>
都市局長	<p>議案第147号・千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定についての2回目の御質問にお答えいたします。</p> <p>無料低額宿泊所として利用する共同住宅の建築物が現行法で制限することができるのかについてでございますが、一般的には、無料低額宿泊所は建築基準法の寄宿舎に該当するものと考えられ、共同住宅になるものは少ないと考えられますが、共同住宅として申請されるものであれば立地条件に照らしまして審査してまいりたいと考えております。</p>
福谷	<p>ありがとうございました。これで、まだ十分に納得ができるというような答弁ではないものもございましたので、今後、常任委員会のほうで精査をさせていただきたいと思っております。</p>